

○高速自動車国道等における異常気象等発生時の交通規制要領の制定について

令和2年3月23日

道本高速第4179号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

高速自動車国道等における異常気象等発生時の交通規制については、これまで「高速自動車国道等における異常気象等発生時の交通規制要領の制定について」（平30. 12. 28道本高速第2980号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度の道警察の機構改正に伴い、業務内容等の一部見直しを行い、令和2年4月1日以後、別添のとおり取り扱うこととしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

※ 別記様式は省略

別添

高速自動車国道等における異常気象等発生時の交通規制要領

第1 趣旨

この要領は、高速自動車国道等において、交通の障害となる霧・煙、路面凍結、降雪・積雪、強風、降雨、地震、道路損壊等（以下「異常気象等」という。）が発生した場合の交通規制の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交通規制の根拠

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の3の規定に基づき警察本部高速道路交通警察隊、函館方面本部交通課高速道路交通警察隊、旭川方面本部交通課高速道路交通警察隊、釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊又は北見方面本部交通課高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に勤務する警察官（以下「隊員」という。）が行う危険防止等の措置
- 2 法第114条の3及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）第28条の規定に基づき高速隊の長（以下「隊長」という。）が行う危険防止等の措置

第3 交通規制の実施基準等

高速自動車国道等における異常気象等発生時の交通規制は、次表に掲げるとおりとする。

区 分	交 通 規 制		情 報 表 示 板 例 示	運用上の留意事項	
	分 離 区 間	非分離区間			
1 霧・煙 の場合	(1) 視界200メートル以上の場合			○「霧（煙）・走行注意」	○道路の曲線、勾配、路面状態、時間帯（夜間等）、当該地域における気象変化の特性等を勘案し、状況によっては最高速度規制を行う。
	(2) 視界200メートル未満の場合	○最高速度80キロ		○「霧（煙）・速度落せ」 ○「80キロ規制」	○道路の曲線、勾配、路面状態、時間帯（夜間等）、当該地域における気象変化の特性等を勘案し、状況によっては規制を強化する。
	(3) 視界150メートル未満の場合	○最高速度50キロ	○最高速度50キロ	○「霧（煙）・速度落せ」 ○「50キロ規制」	
	(4) 視界70メートル未満の場合	○通行止め	○通行止め	○「霧（煙）・通行止」 ○「ここで出よ」	
2 路面凍	(1) 路面温度			○「凍結注意」	

結の場合	が低下し凍結のおそれがある場合			<ul style="list-style-type: none"> ○「スリップ注意」 ○「冬タイヤ装着」 	<p>部、橋りょう部等)、地理的環境、時間帯(夜間等)、当該地域における気象変化の特性等を勘案し、状況によっては最高速度規制を行う。</p> <p>○状況によっては、二輪車通行止めの規制を行う。</p>
	(2) 橋りょう・日陰等で部分的に凍結した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 80キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 50キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○「冬タイヤ装着」 ○「部分凍結・速度落せ」 ○「80キロ規制」 ○「50キロ規制」 	<p>○状況によっては、一時通行止めの規制を行い、凍結防止剤を散布するなどの対策を実施して、安全を確認した後に最高速度規制に切り替える。</p>
	(3) 長区間が凍結した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 50キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 50キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○「冬タイヤ装着」 ○「路面凍結・速度落せ」 ○「50キロ規制」 	<p>○道路構造(高架部、橋りょう部等)、地理的環境、時間帯(夜間等)、凍結の度合い、当該地域における気象変化の特性等を勘案し、状況によっては必要区間の通行止めの規制を行う。</p>
	(4) 強度の凍結の場合	○通行止め	○通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ○「路面凍結・通行止」 ○「ここで出よ」 	
3 降雪・	(1) 一時的な			○「冬タイヤ装着」	○道路の曲線、勾

積雪の場合	降雪でスリップが予想される場合			<ul style="list-style-type: none"> ○「ユキ・スリップ注意」 ○「ユキ・速度落せ」 	<p>配、地理的環境、降雪の量及び質、他の気象状況（強風等）等を勘案し、状況によっては規制を強化する。</p> <p>○状況によっては、二輪車通行止めの規制を行う。</p>
	(2) 積雪が始まった場合	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 80キロ ○二輪車通行止め 	○二輪車通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ○「冬タイヤ装着」 ○「ユキ・スリップ注意」 ○「ユキ・走行注意」 ○「ユキ・速度落せ」 ○「80キロ規制」 	<p>○道路の曲線、勾配、地理的環境、除雪作業の状況、積雪の量及び質、他の気象状況（強風等）等を勘案し、状況によっては規制を強化する。</p> <p>○状況によっては、必要区間の通行止めの規制を行う。</p>
	(3) 吹雪等により視界100メートル以上200メートル未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 50キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○最高速度 50キロ ○二輪車通行止め 	<ul style="list-style-type: none"> ○「冬タイヤ装着」 ○「ユキ（吹雪）・走行注意」 ○「ユキ（吹雪）・速度落せ」 ○「50キロ規制」 	<p>○道路の曲線、勾配、地理的環境、除雪作業の状況、交通混雑の状況等を勘案し、状況によっては必要区間の通行止めの規制を行う。</p>
	(4) 積雪が著しい場合又は吹雪等により視界100メートル未満の場合	○通行止め	○通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ○「通行止」 ○「ここで出よ」 	<p>○路面に積雪がない場合等であっても、雪崩のおそれがあるときは、必要区間の通行止めの規制を行う。</p>

4 強風の場合	(1) 瞬間風速 おおむね10 メートル未 満の場合			○「横風・走行注意」	○道路構造（高架部、橋りょう部等）、路面状態、地理的環境等を勘案し、状況によっては最高速度規制を行う。
	(2) 瞬間風速 おおむね10 メートル以 上15メー トル未満の 場合	○最高速度 80キロ		○「強風・速度落せ」 ○「80キロ規制」	○道路構造（高架部、橋りょう部等）、路面状態、地理的環境等を勘案し、状況によっては規制を強化する。 ○状況によっては、二輪車、幌付トラック、高積載車等について通行止めの規制を行う。
	(3) 瞬間風速 おおむね15 メートル以 上20メー トル未満の 場合	○最高速度 50キロ ○二輪車通 行止め	○最高速度 50キロ ○二輪車通 行止め	○「強風・速度落せ」 ○「50キロ規制」	○道路構造（高架部、橋りょう部等）、路面状態、地理的環境等を勘案し、状況によっては規制を強化する。 ○状況によっては、二輪車、幌付トラック、高積載車等について通行止めの規制を行う。
	(4) 瞬間風速 おおむね20 メートル以 上の場合	○通行止め	○通行止め	○「強風・通行止」 ○「ここで出よ」	
5 降雨の場合	(1) 降雨初期			○「雨・スリップ注	○道路の曲線、勾

場合	でスリップが予想される場合			意」	配、路面状態、地理的環境、他の気象状況（強風等）等を勘案し、状況によっては最高速度規制を行う。 ○状況によっては、二輪車通行止めの規制を行う。
	(2) 時間雨量20ミリメートル前後の場合	○最高速度80キロ		○「雨・速度落せ」 ○「80キロ規制」	○道路の曲線、勾配、路面状態、地理的環境、他の気象状況（強風等）等を勘案し、状況によっては規制を強化する。 ○状況によっては、二輪車通行止めの規制を行う。
	(3) 時間雨量30ミリメートル前後の場合	○最高速度50キロ	○最高速度50キロ	○「雨・速度落せ」 ○「50キロ規制」	○道路の曲線、勾配、路面状態、地理的環境、他の気象状況（強風等）等を勘案し、状況によっては規制を強化する。 ○状況によっては、二輪車通行止めの規制を行う。
	(4) 著しい降雨又は風雨等により視界が妨げられるなど通	○通行止め	○通行止め	○「雨・通行止」 ○「ここで出よ」	

	行の危険が 予想される 場合				
6 地震の 場合	(1) 震度3の 場合	○最高速度 80キロ	○最高速度 50キロ	○「地震・走行注 意」 ○「地震・速度落 せ」 ○「80キロ規制」 ○「50キロ規制」	○道路構造（高架 部、橋りょう部 等）、路面状態、 地理的環境等を 勘案し、状況に よっては規制を 強化する。 ○道路及び道路施 設の損壊、土砂 の崩落の有無等 について、安全 を確認した後に 規制を解除す る。
	(2) 震度4の 場合	○最高速度 50キロ	○最高速度 50キロ	○「地震・走行注 意」 ○「地震・速度落 せ」 ○「50キロ規制」	○道路構造（高架 部、橋りょう部 等）路面状態、 地理的環境等を 勘案し、状況に よっては必要区 間の通行止めの 規制を行う。 ○道路及び道路施 設の損壊、土砂 の崩落の有無等 について、安全 を確認した後に 規制を解除す る。
	(3) 震度5弱 以上の場合	○通行止め	○通行止め	○「地震・通行止」 ○「ここで出よ」	
7 道路損 壊等の場 合	交通の障害 となる道路損 壊（道路施設 の損壊を含 む）、落石、	○通行止め	○通行止め	○「この先・通行 止」 ○「ここで出よ」	○気象現象、地震 等の自然現象に かかわらず、交 通の障害となる 道路損壊等が発

	土砂の崩落等が発生し、又は発生するおそれがある場合				生し、又は発生するおそれがある場合は、障害の規模、危険の程度等を勘案し、必要区間の通行止めの規制を行う。
--	---------------------------	--	--	--	--

第4 交通規制の実施要領

異常気象等発生時における交通規制の実施要領は、次表に掲げるとおりとする。

区 分	要 領
1 指揮体制	<p>(1) 隊長は、高速自動車国道等において異常気象等が発生し、交通規制の必要があると認めるときは、直ちに小隊長（小隊長が不在の場合は、分隊長）以上の幹部警察官を現場指揮官に指定して、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、現場において必要な交通規制その他の活動に従事させるものとする。</p> <p>(2) 現場指揮官は、現場において所属の隊員を指揮するとともに、北海道警察高速道路交通警察隊運営規程（平成19年警察本部訓令第3号）第2条第2項に規定する担当区域が隣接する他の高速隊の隊員、所轄警察署員及び当該高速自動車国道等を管理する東日本高速道路株式会社又は北海道開発局（以下「道路管理者」という。）の職員と緊密な連携を図り、効果的な交通規制を実施しなければならない。</p> <p>(3) 現場指揮官は、交通規制の現場が二以上にわたる場合は、指示を徹底し、必要な報告・連絡を行わせるため、隊員のうちから、それぞれ現場責任者を指定するものとする。</p>
2 交通規制の実施手続	<p>(1) 現場における隊員の措置</p> <p>ア 隊員は、勤務中の諸活動を通じ、又は道路管理者から通報を受け、高速自動車国道等における異常気象等の発生を認知し交通規制の必要があると認めるときは、直ちに次の事項を隊長に報告して、その指示を受けなければならない。</p> <p>(ア) 異常気象等の状況</p> <p>(イ) 必要な交通規制の種別</p> <p>(ウ) 交通規制開始の予定時間</p> <p>(エ) 交通規制を必要とする区間</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>イ 隊員は、高速自動車国道等における交通規制（最高速度の規制を除く。）が緊急を要し、かつ、アの事項の措置を執るいとまがないときは、法第75条の3の規定により警察官が行う危険防止等の措置として必要な交通規制を実施した後、速やかに、次の事項を隊長に報告して、その指示を受けな</p>

	<p>なければならない。</p> <p>(ア) 異常気象等の状況</p> <p>(イ) 実施した交通規制の種別</p> <p>(ウ) 交通規制を開始した時間</p> <p>(エ) 交通規制を実施した区間</p> <p>(オ) その他必要な事項</p> <p>(2) 隊長は、隊員から(1)のアの事項又はイの事項の報告を受けた場合は、次の措置を執らなければならない。</p> <p>ア 警察本部交通規制課長又は隣接の隊長と連携の上、直ちに交通規制の必要性の有無を判断し、規制の必要があると認めるときは、交通規制の種別、時間及び区間を決定すること。</p> <p>イ 交通規制の実施状況を把握し、その変更又は解除を決定すること。</p> <p>ウ 決定した交通規制の内容を隊員に指示するとともに、関係する高速隊、警察署及び道路管理者に通報すること。</p> <p>エ 警察官権限による交通規制の時間がおおむね1時間以上に及ぶときは、隊長権限による交通規制に切り替えること。</p> <p>オ 交通規制の実施状況を交通規制実施簿（別記様式）に記録し、その経過を明らかにしておくこと。</p> <p>(3) 交通規制に伴う必要区間の道路標識及び情報表示板の操作は、次により行うものとする。</p> <p>ア 本線上の可変式道路標識の操作は、警察本部、旭川方面本部交通課若しくは釧路方面本部十勝機動警察隊の高速道路交通警察隊の隊本部又は函館方面本部交通課管制センターにおいて行う。</p> <p>イ 本線その他通行止め現場において隊長名で行う移動式道路標識の設置は、現場の隊員が行う。</p> <p>ウ 情報表示板の操作は、道路管理者の職員に依頼し、又はその協力を得て行う。</p>
<p>3 最高速度の特例</p>	<p>第3の事項の表中「最高速度50キロ」又は「通行止め」の交通規制を実施する場合を除き、その道路構造、路面状態、地理的環境等を勘案し、必要があると認められるときは、「最高速度60キロ」の交通規制を実施することができる。</p>

第5 運用上の配慮事項

- 1 高速自動車国道等における異常気象等による交通障害は、高速自動車国道等以外の周辺の道路への及ぼす影響が大きいため、事前に指揮体制、現場臨場体制、情報収集体制等を確立し、迅速かつ的確な警察活動が行えるようにしておくこと。
- 2 異常気象等による交通規制が隣接する高速隊の管轄に及ぶ場合は、各隊長が相互に緊密な連携を図り、協力の上、一体的な交通規制を実施するものとする。
- 3 異常気象等発生時における交通規制を効率的に実施するため、隣接する高速隊、所轄の道路管理者の事務所等と緊密な連絡協議を行い、異常気象等発生時の通報制度、交通規制活動、情報の交換、インターチェンジの閉鎖、現場活動、交通秩序の維持その他警察活動に必要な協力体制を確立しておくこと。
- 4 異常気象等発生時における交通規制は、初期的段階における措置が極めて重要であるため、常時

危険箇所等を点検し、その実態を把握しておくとともに、異常気象等が予想されるときは、積極的に必要区間の警らを実施し、交通規制に必要な情報の収集に努めること。

- 5 異常気象等発生時の交通規制に当たっては、関係所属長は、人員の配置、任務分担等について相互に緊密な連携を図り、交通規制が円滑に行われるよう配慮すること。
- 6 異常気象等発生時の交通規制を実施した場合は、規制の種別、区間、解除予定時間その他必要な交通情報について、交通管制センター、テレビ・ラジオ放送、情報表示板その他の方法を通じて自動車運転者等に周知徹底を図るよう配慮すること。